

主要施策1 緊急的対応

【基本施策 1－1】

放射性物質による汚染対策

《目標》

放射性物質のモニタリングの充実や正確な情報開示を行うとともに、除染計画の策定・推進、市民の健康調査等を実施することにより、汚染への不安の払拭を図ります。

〈主な方策（施策）〉

- 環境放射線モニタリングと放射線に関する情報提供（市全域の空間、土壌、水道、井戸水等のモニタリング、放射線の知識普及）
- ・市内の放射線量（空間、土壌、井戸水等）のモニタリングを強化し、汚染マップの作成など詳細な汚染状況の情報を市民に継続的に提供します。
- ・放射線に関するQ＆A形式の分かりやすいハンドブックを作成し、市民に配布するとともに、専門家による講習会を定期的を開催し、正しい知識の普及・啓発に努めます。



○除染対策（教育施設、公共施設、道路、公園、水道施設、除染対策支援）

- ・ 保育園、幼稚園、小中学校及び生涯学習センターなどの社会教育施設敷地内の表土、建物等の放射性物質による汚染状況を詳細に把握のうえ、建物の洗浄、敷地表土の剥ぎ取り等により汚染状況に応じた放射線量低減対策を行います。
- ・ 私立の保育園、幼稚園、高校の除染については、放射性物質の汚染状況に応じた除染費用の助成を行います。
- ・ 子どもたちが使用する通学路や公園を優先的に除染し、放射線量の低減を図ります。
- ・ 医療施設、福祉施設の汚染状況に応じた放射線量低減対策を行うとともに、民間施設の除染に対して支援します。
- ・ 浄水場ほか各種水道施設の放射線汚染状況を調査し、汚染状況に応じた放射線量低減対策を行います。
- ・ 除染マニュアルの作成や、除染方法の技術についての講習会を開催するとともに、行政区等を対象に補助制度を創設し除染にかかる費用を助成します。また、除染に関する知識を深めてもらうため、専門家による講演会を開催します。

○農作物等の放射線量測定と情報開示（農作物・工業製品の風評被害対策）

- ・ 農産物生産（水稲作付等）の再開を図る基礎データとして、土壌・農業用水・農産物の放射線量の調査を行うとともに、自家消費農作物についても放射線を測定できる環境を整え、市内農産物の安全性確保と振興を図ります。
- ・ 事業者に対して放射線汚染に関する相談窓口を設置し、放射線や放射性物質に対する正確な知識を得ることで放射性物質による汚染を抑制するとともに、市内企業の工業製品の放射線量の無料測定を行い、測定結果報告書を発行することにより風評被害の抑制を図ります。

○放射線被ばく調査の実施（内部被ばく検査、ガラスバッチ配布）

- ・ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査や18歳以下、妊婦、幼児、児童及び生徒の希望者全員にガラスバッチを配布し、外部被ばくの検査を実施することで放射線被ばくへの不安を解消するとともに、取得したデータを健康管理に関する指導や早期治療に繋げていきます。



【基本施策 1－2】

市民生活の応急的復旧

《目標》

市民生活にとって必要不可欠な住居、医療、福祉、雇用、教育などについて、応急的措置を講じるとともに、正確な情報提供を迅速に行いながら、インフラ、学校等各種施設の復旧に取り組み、市民の生活再建を支援します。

〈主な方策（施策）〉

○災害廃棄物対策（瓦れき撤去、危険建物撤去）

- ・地震や津波による危険家屋の解体や災害瓦れきの撤去を行います。



○医療、福祉、保健の確保（病院・福祉施設の本格再開、市民の健康調査、被災者の心のケア）

- ・地震等により被害を受けた福祉施設の修繕を行い早期の再開を図るとともに、仮設住宅の高齢者等を総合的にサポートするための事業を進めます。
- ・医師及び医療スタッフの確保、施設基準等の規制緩和など病院経営を支援するため、国へ要望するとともに、急性期医療など現在不足している医療の確保に努め、地域医療体制の充実を図ります。
- ・被災者のストレスに対する相談や、気軽に集まれる居場所づくり等の支援を行い、被災者のメンタルヘルスケア及び孤立、孤独死の防止を図ります。

○応急仮設住宅等住環境の確保

- ・ 県外避難者も含めた応急仮設住宅のニーズを把握し、整備を進めるとともに、罹災住宅の応急修理の支援を行います。
- ・ 応急仮設住宅に入居している交通弱者の通院や買い物など生活支援のための巡回バスを運行します。また、バスでの移動が困難な入居者には、移動販売を実施します。
- ・ 応急仮設住宅内の自治組織立ち上げを支援するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体と協力し、入居者間の交流やお互いに助け合えるコミュニティづくりを進めます。



○生活資金の支援

- ・ 被災者生活再建制度等を活用し、被災を受けた方や所得が減収した方に生活資金の支援を行います。

○情報の迅速な提供（市政情報、震災関連情報）

- ・ 『広報みなみそうま』を全世帯へ配布（隣組、仮設住宅配布、市外郵送）するとともに、南相馬チャンネル（テレビ放送）、災害FM放送、ホームページ及び防災メールなどを活用した迅速な情報提供体制を構築します。

○防犯・治安対策（関係機関との連携、自主防犯組織）

- ・ 区長連絡協議会、消防団、警察署等各種団体で構成する協議会を設置し、連携を図るとともに、行政区単位で防犯パトロール隊（見守り隊）などを結成し、地域の防犯・治安維持に努めます。

○賠償、補償金の早期支払いに向けた支援

- ・ 請求に関する各種問い合わせ窓口や相談窓口等に関する情報を収集し、賠償・補償請求手続きがスムーズに行われるよう情報の提供を行います。

○事業所再開支援（仮設店舗・工場の建設、金融支援）

- ・ 仮設工場等の整備や金融支援、相談窓口の開設など事業所再開に向けた支援を行います。
- ・ 共同出荷施設の復旧や農業経営再開のための金融支援等を行います。

○雇用確保（緊急雇用対策）

- ・ 被災者を中心とした求職者に対し、企業求人情報の提供体制の充実と個別相談窓口の設置や就職説明会など就職支援を行うとともに、絆づくり応援事業の活用など緊急的な雇用の維持や創出に取り組みます。

○インフラの復旧・応急処置（道路、鉄道、漁港、上下水道の復旧・応急処置、湛水防除）

- ・ 湛水防除及び樋門の整備
各排水機場・同排水樋門の早期復旧を福島県へ働きかけ推進します。
- ・ 真野川漁港の復旧
漁港内の瓦れき撤去や漁港施設の早期復旧を福島県へ働きかけ推進します。
- ・ 上下水道施設の早期復旧
被災した上下水道施設の修繕等を行い早急な復旧を図ります。
- ・ 被災した道路の復旧
道路の被災状況を詳細に把握し、復旧作業を行うとともに国県道の早期復旧を関係機関へ働きかけ推進します。
- ・ 常磐線の早期復旧
J R 東日本に対して、未復旧区間の早期復旧、全線開通、輸送力の充実・強化を働きかけ推進します。



○公共施設の再開（文化施設、体育施設）

- ・文化施設や体育施設など各公共施設において、被災箇所の修繕などを行い、早急に行政サービスの提供を再開します。

○教育環境の確保（仮設校舎設置、施設修繕）

- ・仮設校舎の建設と、地震等により被害を受けた校舎および設備の修繕を行います。また、仮設住宅からの通学バスの運行を行うとともに、高校のサテライト校集約により親元を離れて通学する生徒のため宿泊施設等の確保について、福島県へ働きかけ推進します。

○被災した子どもたちへの支援

- ・日常の生活指導や専門家によるカウンセリングなど相談体制を充実し、子どもたちの心の安定を図ります。
- ・孤児、遺児については、経済的支援を図るとともに、民間団体等による孤児、遺児への支援事業に対して助成を行います。

○相談体制の充実（被災により生じた子育ての悩み・不安など）

- ・乳児のいる世帯への全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談会を実施し、子どもの健康に対する相談機会を増やします。
- ・保護者会、個別面談、進路相談、随時相談等保護者が相談できる機会を積極的に設け、不安や悩みの解消を図ります。



主要施策2 市民生活復興

【基本施策2－1】

すべての市民が安心して暮らすことができるまちの再生

《目標》

子どもから高齢者まで、すべての市民が安全で安心な環境の下で、健康でいきいきと暮らすことのできるまちをつくります。

〈主な方策（施策）〉

○市民の健康管理対策（健康診断、心のケア）

- ・各種健康診査の再開とこころの健康に関する相談体制の充実を図ります。

○情報の迅速な提供（市政情報、震災関連情報）※（再掲）

- ・『広報みなみそうま』を全世帯へ配布（隣組、仮設住宅配布、市外郵送）するとともに、南相馬チャンネル（テレビ放送）、災害FM放送、ホームページ及び防災メールなどを活用した迅速な情報提供体制を構築します。



○防犯・治安対策（関係機関との連携、自主防犯組織）※（再掲）

- ・区長連絡協議会、消防団、警察署等各種団体で構成する協議会を設置し、連携を図りながら防犯・治安活動を実施するとともに、行政区単位で防犯パトロール隊（見守り隊）などを結成し、地域の防犯・治安維持に努めます。



○賠償、補償金の早期支払いに向けた支援 ※（再掲）

- ・請求に関する各種問い合わせ窓口や相談窓口等に関する情報を収集し、賠償・補償請求手続きがスムーズに行われるよう情報の提供を行います。

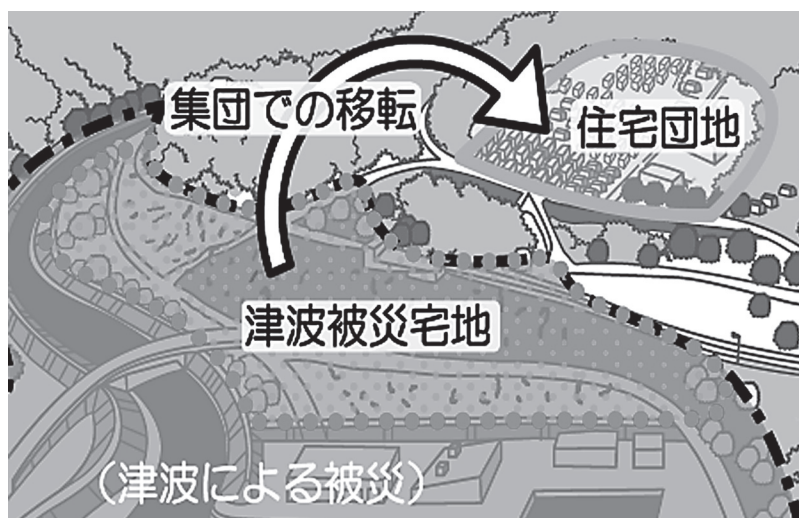
○医療、福祉、保健支援体制の整備

- ・障がい者が地域で自立した生活や安定した生活ができるよう就労の支援や障がい者施設の安定経営に向けた支援を行います。
- ・高齢者が元気で生きがいを持って生活できるよう在宅支援、施設入所による支援など福祉サービスの充実を図ります。
- ・生活支援（就労、資金、法律、健康等）にかかる総合相談窓口の設置と自殺予防に関する知識の普及を進め、自殺予防を図ります。
- ・高齢者世帯など自力で避難が困難な市民について、避難誘導の強化や緊急時の受け入れ体制の整備を図ります。
- ・放射線の健康被害を継続的に管理するとともに、健康診査情報、診療録情報、介護情報、障害情報等のヘルスケア情報を地域全体で共有する仕組みを整備し、医療・福祉・保健の連携を図りながら適切な支援を行います。
- ・健康づくりの基本である栄養、運動、休養を中心とする事業を実施し、健康づくりを実践する市民の増加と健康づくりの普及を図ります。



○住宅再建の支援

- ・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。



○復興住宅の整備

- ・震災により被災した市民のうち、自力での住宅再建が困難な世帯を対象とした災害公営住宅を整備します。



【基本施策２－２】

コミュニティ、地域の絆の復活

《目標》

市外に避難し、離ればなれになった市民や、仮設住宅等に居住する市民のコミュニティを確保するとともに、伝統文化の継承などにより、地域の絆をより深め、住みよいまちをつくります。

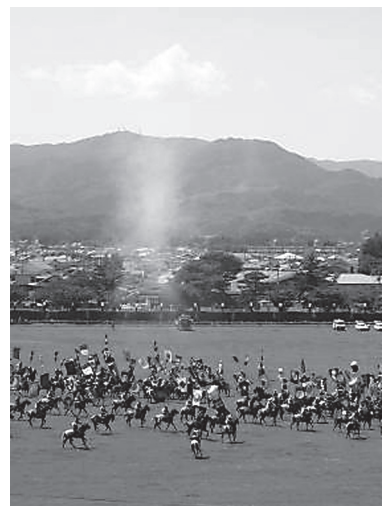
〈主な方策（施策）〉

○帰還後のコミュニティの再生（集会所整備、地域活動の支援）

- ・これまでに培ったコミュニティの再構築とともに、集団移転などに伴い求められる新たな絆・繋がり構築など、自治組織の運営や立ち上げ、住民間の交流を促す事業など、コミュニティづくりへの支援を行います。
- ・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。
- ・幅広い住民のボランティア活動やNPO活動への参加を促すとともに、地域資源を有効に活用し、まちづくりや人材育成などの各種団体活動への支援の充実を図り、市民相互が共に支え合う住民自治のまちづくりを推進します。
- ・海岸沿いの被災地には、共同墓地の流失もあることから、これらの再建に向けた取り組みを支援します。また、被災者等の墓地ニーズに応えるため、市営墓地の整備を推進します。

○にぎわいづくり（伝統文化の継承、地域祭りの再開）

- ・地域の民俗芸能等の被災状況に応じて、民俗芸能の復活・再興のための支援を行います。
- ・相双地方のシンボルとして「相馬野馬追」の伝統と文化をこれまでどおり継承、継続していくため、後継者育成や祭りへの参加の支援を行います。
- ・市民が中心となり地域の特色を生かした地域活性化と賑わいを創出するイベント等の開催に対し支援を行うとともに、災害FM放送の機能を引き継ぎ、災害時や緊急時の救助活動などの情報のほか、地域に密着した情報発信を行うコミュニティFMの開設を目指し、地域の絆の再生や更なる活性化を図ります。



主要施策3 経済復興

【基本施策 3－1】

産業の再生

《目標》

雇用を確保し、市民生活を安定させるため、一刻も早く地域産業の再生を果たし、経済を復興します。

〈主な方策（施策）〉

○農林水産業への支援（農地の再整備、漁業関連施設の整備、生産法人化による産業の再建、経営の複合化、除塩）

- ・地震や原発事故により被害を受けた農地、森林、農業用・漁業用施設などの除染・除塩事業や復旧事業を進めるとともに、農林水産業者が安全・安心な農林水産物の生産・加工・販売ができるような環境整備により、農林水産業者の経営支援に取り組みます。
- ・被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の促進を図ります。また、堆肥等を用いた土づくりによる有機栽培をはじめとする環境に配慮した農産物の生産拡大を支援します。
- ・市内の森林・林業資源の再生のため、計画的に間伐・伐採を行なうとともに、木材資源の活用及び搬出材などを活用した木質バイオマス発電に取り組みます。
- ・地震や津波により被害を受けた漁業関連施設の整備費や共同利用する漁船や漁具の導入費など漁業者の経営支援に取り組みます。

○地域に根ざしている事業所等への復興支援

- ・被災した製造業、商業等の再生に向けた支援制度の導入等を国・福島県へ要望し、市内全地域での製造業を中心とした生産活動の向上及び中心市街地や商店街などの活性化を図ります。

○街なか活性化

- ・コンパクトシティの考えの下に、災害集団移転による移住や災害公営住宅を市街地及びその周辺部に建設し、街なか居住を促進することで、商業の活性化、街なかの賑わい創出を図ります。

○観光産業の復興支援

- ・ボランティアなどの体験・滞在型の観光や地元から情報発信・企画する着地型観光など、観光産業の再構築を図るとともに、既存の観光資源の有効活用と海岸防災林を活用した鎮魂の森、震災メモリアルパーク及びサイクリングロードなど新たな観光資源の開発や復興支援ツアーの誘致などにより、観光客の誘致促進、交流人口の拡大を図り、さらには移住・定住の促進を図ります。
- ・震災・原発被害の状況や本市の復興への取り組み、復興の過程について本市を訪問し知ってもらう復興観光や、支援を通して生じた新たな交流をより発展させることにより、一刻も早い観光・交流の復興を図ります。
- ・常磐自動車道（仮称）鹿島サービスエリアに隣接した、市の利活用拠点施設を整備し、本市及び周辺地域の情報発信を行うことにより産業の活性化、交流人口の拡大を図ります。

○雇用創出・確保（復旧復興に関する工事や事業に地元人材を雇用）

- ・被災者を中心とする求職者等に対し、企業求人情報の提供体制を充実させ、個別相談窓口の設置や就職説明会などの就職機会創出の活動を実施し、産業人材の地域定着を図ります。
- ・復旧復興に従事する作業員をはじめ、新たな市民の住宅を確保するなど、定住環境を整備するとともに、人材育成環境を整備します。

○特区制度を活用した復興支援（税の優遇措置、利子補給等金融支援）

- ・すべての産業において、特区制度を活用した税の優遇措置・金融支援等の取り組みを進め、市内全地域での経済活動の向上を図ります。



【基本施策３－２】

新たな産業の創出

《目標》

地域特性と地域資源を生かした新たな産業を興すことにより、地域の活力を取り戻します。

〈主な方策（施策）〉

○工業基盤整備推進（工業団地の整備、企業誘致）

- ・市内で操業を続ける事業所への支援を継続するとともに、国・福島県を含む関係団体と協議のうえ、新たな工業団地計画を着実に進め、市民の新たな雇用の受け皿となる企業誘致を推進します。

○新産業創出（再生可能エネルギー基地の設立と関連産業の誘致、放射線研究産業の誘致、特区制度による新規参入の支援）

- ・特区制度を活用し、新規参入する際の規制緩和や税財政上の優遇措置を講じることにより、新たな企業の参入を促し、新産業の集積を図ります。
- ・エネルギーの地産地消地域“自家発電のまち”を目指し、バイオマス発電、太陽光発電、風力発電などの“再生可能エネルギー”基地を形成するため、関係する機関や企業等の誘致を推進します。
- ・市民の安全・安心を取り戻すため、低レベル放射線の影響解明や被ばく医療、放射線治療の提供を行う施設の整備や農林水産試験研究等の関係する機関、企業等の誘致を推進します。
- ・地域の雇用増加と経済の活性化のために、半導体、輸送用機械、医療・福祉機器などの企業誘致を推進します。



○既存産業の強みを生かした新たな産業創出

- ・地域の強み産業である機械金属加工産業の集積を図り、ロボット工学など新分野の技術を蓄積するとともに、新たな応用分野への企業進出を推進します。

○安定経営を目指した複合経営の促進（E D E N計画）

- ・植物工場や花卉工場などを活用した農産物の生産、大規模化や複合化などによる農業経営の強化、加工・販売、エネルギー供給などを一体的に行う複合経営の促進により、農林水産業の再興、地域産業の活性化、通年雇用の実現を目指します。

E_{cotown}

D_{esign}

E_{nterprise}

N_{ansou}



※E D E Nとは・・・

新しい南相馬市を地球にやさしいエネルギーを使ってデザインする会社という意味を込めています。

主要施策4 防災まちづくり

【基本施策 4－1】

災害に強いまちの創造

《目標》

甚大な被害をもたらした今回の災害を教訓として、ハード・ソフト両面にわたる災害対策の充実を図り、安全・安心のまちをつくります。

〈主な方策（施策）〉

○災害に強い都市基盤の整備（集団移転、防潮堤・防災林の整備、道路・河川堤防のかさ上げ等）

- ・ 海岸部全延長の防潮堤の整備、河川堤防のかさ上げ等、防災林の整備及び道路のかさ上げ等を行うとともに、防災集団移転促進事業による災害危険区域外への移転を促進するなど、災害に強い都市基盤の整備を図ります。
- ・ 海岸防災林を活用した鎮魂の森、震災メモリアルパーク及びサイクリングロードなど、大震災の犠牲となった人々を鎮魂・供養し、震災の経験をいつまでも忘れず後世に継承できるよう多くの人々が集える海岸線の整備を関係機関へ働きかけ推進します。

○まちの耐震化（公共施設、ライフライン）

- ・ 学校等の教育施設をはじめ、公共施設やライフラインの耐震化を図るため、耐震診断や耐震工事を計画的に実施します。

○防災基盤の整備（避難場所、防災無線の整備）

- ・ 東日本大震災を教訓に、指定避難場所の見直しを行うとともに、地域住民の安否確認や安全な避難誘導の方法について検討します。
- ・ 災害に強い都市基盤とするため、防災行政無線の整備、受信機のない世帯や希望する事業所への防災ラジオの配置を進めるとともに災害時の拠点となる南相馬消防署・防災センターを整備します。

○交通インフラの整備（常磐線の再開、常磐自動車道の開通、県道原町川俣線の改良、八木沢トンネルの早期建設）

- ・ J R 東日本に対して、常磐線の未復旧区間の早期復旧、福島第一原子力発電所事故による不通区間も含めた全線開通、輸送力の充実・強化を働きかけ推進します。
- ・ 常磐自動車道の早期開通やスマートインターの設置、常磐自動車道へのアクセス道、国道 6 号及び県道原町川俣線、原町海老相馬線、北泉小高線、広野小高線、相馬浪江線などの整備促進を関係機関へ要望するとともに、高速道路や国・県道と連携した道路ネットワークを確立するため、主要市道の改良等を推進します。



○防災計画の見直し（他の自治体との連携体制強化、災害記録の整理）

- ・ 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故をふまえ、複雑、多様化する災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災計画を見直し、災害・危機管理対策を推進します。
- ・ 東日本大震災を教訓として、同時災害・同時被災のリスクを避けるため、県外自治体と災害時応援協定等の連携体制の強化を積極的に図ります。
- ・ 今回の東日本大震災の経過、対応等を災害記録としてとりまとめ、今後の災害対策に活用できるよう後世に継承します。



○地域防災力の強化（防災訓練、教育）

- ・ 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故をふまえ、防災体制の確立と市民の防災意識を高めるため、消防署等との訓練内容を再考し、継続した取り組みを実施します。
- ・ 自主防災組織の結成率 100%を目指すとともに、消防署と協力し自主防災組織の活性化を図り、地域の実情に即した訓練の実施と建設予定の消防・防災センターを活用し防災教育の充実を図ります。

主要施策5 人づくり・子育て環境の充実

【基本施策5－1】

未来を拓く子どもの育成・世代を超えた人づくり

《目標》

次代を担う子どもたちが、将来への希望に輝き、豊かな自然の中で、健康ではつらつと育つことのできる環境を取り戻します。また、被災したことにより命の尊さやふるさとの大切さを学ぶとともに、困難に立ち向う強さをあわせ持った子どもたちを育みます。

これからの復興を担う若者を含む市民が、自らの知識と能力を発揮するとともに、やさしさや思いやりを持った地域のリーダーとして活躍できるよう育成を図ります。

〈主な方策（施策）〉

○被災した子どもたちへの支援 ※（再掲）

- ・ 日常の生活指導や専門家によるカウンセリングなど相談体制の充実を図り、子どもたちの心の安定を図ります。
- ・ 孤児、遺児については、経済的支援を図るとともに、民間団体等による孤児、遺児への支援事業に対して助成を行います。

○地域全体で青少年の育成を支える体制づくり

- ・ 各地域が行う地域の絆を生かした事業や親と子のふれあい事業等について支援し、地域全体で青少年の育成を支える体制づくりを進めます。



○被災した郷土への愛着や命の尊さを学び、困難を克服し、復興を担う力を備えた人づくり

- ・郷土の暮らしや歴史について学習し、愛着を持つことで育まれる郷土愛と大震災を契機とした生命の尊さ、復興へ向けての強い意思を育む指導に重点を置いた教育課程の充実を図ります。
- ・震災の影響による教育環境の変化や屋外の活動制限等により、学力の低下や体力の低下が懸念されるため、これまでよりも更に少人数指導や複数の教師による指導等、個に応じたきめ細かな指導に努め、「生きる力」を育むとともに、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の実現を目指します。

○災害の教訓から学び、災害時の行動や平時の備えなど災害教育の実施

- ・災害の教訓に学び、各種災害の性格とその危険性を知り、災害時にとるべき行動を知識として身につけ、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育を実施します。
- ・児童生徒の発達段階に応じた放射線に関する系統的・継続的な指導を行います。
- ・生涯学習まちづくり出前講座、民間事業者及び大学等と連携した各種講座を開催します。
- ・原子力・放射線等に関する各種資料の収集や復旧・復興への取り組み経過等資料の収集保存を行います。

○芸術、文化、スポーツ交流による人づくり

- ・芸術、文化、スポーツに触れる機会や活動・交流の場の提供を通して、生活にゆとりと潤いを取り戻すとともに、多様な価値観にふれ豊かな人間形成を図ることにより、次世代へ繋ぐことの出来る人材を育成します。

○地域若手産業人材育成機能の強化

- ・今後、地域において、特に需要が見込まれる電力技術、放射線研究と活用技術、自動化機械等の制御技術を中心とした技能人材の教育機関とこれらの研究機関等を合わせて誘致し、世界に向けて技能人材を輩出できる産業人材育成機能の強化を目指します。

○テクノアカデミー浜の職業能力開発課程の強化と充実

- ・これまでの職業能力開発機能を拡張・充実させることにより、地域内企業等や様々な研究機関等と連携した人材育成機能の強化が実施されるよう関係機関へ働きかけ推進します。

【基本施策 5－2】

子育てしやすい環境の整備

《目標》

安全・安心の環境の下で、子育て支援策を充実させるとともに、地域と家庭と学校等が協働して子育てに取り組みます。

〈主な方策（施策）〉

○相談体制の充実（被災により生じた子育ての悩み・不安など）※（一部再掲）

- ・乳児のいる世帯への全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談会を実施し、子どもの健康に対する相談機会を増やします。
- ・保護者会、個別面談、進路相談、随時相談等保護者が相談できる機会を積極的に設け、不安や悩みの解消に努めます。
- ・子育て支援センターを早期に再開するとともに、幼稚園開放事業の回数を増やすなど気軽に相談できる体制を構築します。また、支援を要する乳幼児については、幼稚園・保育園の巡回相談や個別相談を実施します。

○保育サービスや施設の充実

- ・一時預かり保育、延長保育、3歳児保育など従来のサービスを早期に再開するとともに、特別支援教育の充実を図ります。



○地域と家庭と学校等が連携して進める子育て環境の充実

- ・ 幼稚園・保育園と小学校との行事等の連携強化を図り、幼児教育の連続性を確保します。
- ・ 各種講座の開催により家庭教育の支援を推進するとともに、学校・地域・企業との連携・協力による発達段階に応じた子育て学習講座や相談会等の充実を図ります。
- ・ 体験型学習や交流ふれあい事業等に福島県、NPO等と協力して市外で実施する事業を取り入れ、放射線の心配のない地域での屋外活動等が可能となるよう取り組みます。また、この活動を通じて、社会全体で子どもを育む機運の醸成と地域の人材や資源を生かした子どもと大人の交流を促進します。



主要施策6 原子力災害の克服

【基本施策 6－1】

放射性物質による汚染への対応

《目標》

放射性物質による汚染への対策として除染を確実に実施することにより、すべての市民が地域に戻り、安心して暮らせる環境を整えるとともに、放射線被ばくによる市民の健康不安を解消するための研究・医療に積極的に取り組みます。

〈主な方策（施策）〉

- 放射性物質に関する対策（放射線量測定強化、情報開示、啓発、除染）※（一部再掲）
 - ・国や研究者などの協力のもと、有効な除染の方法や技術を確立し、確実に環境放射線量の低減を図ります。
 - ・定点モニタリングのほかメッシュ調査を実施し、市内の詳細な空間線量率の分布状況の実態を把握するとともに、モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムについて、国・福島県と連携して設置を進めます。
 - ・定点モニタリング等の測定結果を市ホームページ等により随時公表するとともに、メッシュ調査のデータを元に放射線分布マップを作成し周知します。
 - ・放射性物質による汚染の状況に応じた除染計画を策定し、市民と行政の協働により放射線量低減対策を継続的に行うとともに、東京電力や国への責任を引き続き求めていきます。
 - ・緊急的な除染後も、水道水、井戸水、土壌、農業用水、市内農産物等の放射線量を定期的に測定し、公表するとともに、測定値に異常がある場合には、迅速な対応により安全・安心を確保します。
 - ・事業者に対して放射線汚染に関する相談窓口を設置し、放射線や放射性物質に対する正確な知識を得ることで放射性物質による汚染を抑制するとともに、市内企業の工業製品の放射線量の無料測定を行い、測定結果報告書を発行することにより風評被害の抑制を図ります。
 - ・放射線の知識や除染の手法等について、専門家による講習会を定期的に行い、正しい知識の普及・啓発に努めます。

○市民の健康管理対策（健康診断）

- ・放射線による健康への影響を検査するため、特定検診や各種がん検診の実施に加え、福島県が行う県民健康管理調査との整合性を図りながら放射線による影響検査等の項目を追加した健康診査を行います。

○放射線被ばく検査機能の充実

- ・放射線被ばく検査機能の充実と心のケアを図り、市民の不安を解消するとともに、専門的治療等を提供できる体制の整備を国・福島県へ働きかけ推進します。

○食品等放射線測定所の設置

- ・市内数箇所に、市民が持ち込んだ食品等の放射線を測定できる環境を整え、放射線被ばくの不安解消や市民が自ら被ばくを避け、または低減化するため、自ら判断できる情報の提供を行います。



【基本施策6－2】

「復興モデル」の世界発信

《目標》

「脱原発」の考えの下、あらゆる英知を結集して原子力災害を克服するとともに、原子力から再生可能エネルギーへの転換やその拠点づくり、省エネルギー政策の推進など環境との共生を目指し、南相馬ならではの創造的「復興モデル」を世界に発信します。

〈主な方策（施策）〉

○放射線被ばくの調査研究の推進

- ・被ばく線量の評価法の開発並びに低レベル放射線の人体に及ぼす身体的・遺伝的影響の解明及びそのリスクの評価に関する研究を行う調査研究機関等を誘致し、その成果を世界へ発信できる環境を整えます。

○省エネ運動の推進

- ・地域環境と地球環境の繋がりについての環境保全の創造に向けて、市民・事業者の自主的な取り組みを促進するための環境学習を推進します。
- ・省エネルギーに関する環境情報を市民・事業者へ提供するため、市ホームページ等の活用を図ります。

○再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及

- ・全市のエネルギーを再生可能エネルギーで賄う“自家発電のまち”を目指し、各家庭や企業が積極的に設備を導入するよう支援制度や意識啓発に取り組みます。

○環境未来都市構想の推進

- ・国が提唱する環境未来都市構想※に取り組み、「スマートシティ※によるエネルギー循環型都市」「誰もが暮らしやすい世代循環のまち」「E D E N計画を核とした循環型地域産業の創造」を目指したまちづくりを推進します。

※環境未来都市とは…

「環境、社会、経済」の成長と、「生活基盤の整備」を基本として、未来に向けた技術、社会経済システム、ビジネスモデル、まちづくりにおいて世界に類を見ない成功事例を創出し、その成功事例を海外に輸出することで、日本のこれからの経済成長の一翼を担うモデルとなる都市づくりを言う。

※スマートシティとは…

分散型発電システム、再生可能エネルギー、電気自動車による交通、高効率なビル・家庭の電気使用などを使って、都市全体のエネルギー構造を高度に効率化した都市づくりを言う。

第6章 復興計画の推進

第6章 復興計画の推進

6－1 市民参加・協働

本市の復興を進めるため、南相馬市災害復興推進本部が先導となり復興計画の具体的な取り組みを進めます。計画の推進にあたっては、市民参加と協働の推進を図り、市民をはじめ各種市民活動団体やNPO団体等とも連携を強化します。

6－2 地域自治

本市の特色である地域自治区を生かし、各区における積極的かつ主体的な取り組みに対して、地域協議会を中心として市民の意見を反映させます。今回の大震災を契機とした地域コミュニティの再生も含めて、積極的なまちづくりの提案や自ら地域社会の課題解決を図る様々な取り組みへの支援を促進します。

6－3 計画推進及び進行管理

大震災からの早期の復旧・復興を目指し、国・福島県との連携と責任・役割の明確化を図り、迅速な意思決定や業務の執行により、効率的かつ効果的な計画推進を図ります。また、復興計画を基に、実施計画を策定し、毎年の事業進捗状況の把握及び進行管理を徹底します。

6－4 財政

本市の復興に向けた取り組みについて、着実な事業を推進するための実施計画と合わせて財政計画を策定します。財政計画では、国・福島県から適切な支援・財政措置を受けつつ、着実な事業推進を図ります。また、民間企業パートナーとの連携による官民協働の取り組み推進など、市内外のあらゆる可能性・財源・知恵を活用し、本市の復興に取り組みます。

資料編

- ☐ 東日本大震災による被災状況
- ☐ 東日本大震災による被災概況図
- ☐ 復興計画策定経過
- ☐ 南相馬市復興計画策定体制
- ☐ 南相馬市災害復興推進本部会議名簿
- ☐ 南相馬市復興市民会議委員名簿
- ☐ 南相馬市復興有識者会議委員名簿
- ☐ 事務局名簿
- ☐ 南相馬市復興市民会議設置要綱
- ☐ 市民意向調査結果
- ☐ 広報紙市民意見募集結果
- ☐ 子どもからの意見募集結果
- ☐ 南相馬市復興シンポジウム開催概要

□東日本大震災による被災状況

1. 震災・被災等の概況

発生日時 平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分

震 源 三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130km 付近）

震源深さ 24km

規 模 マグニチュード 9.0

日 時	事 象
3 月 11 日 14:46	南相馬市で震度 6 弱の地震観測
3 月 11 日 15:35 頃	津波到達
3 月 12 日 5:44	福島第一原子力発電所から半径 10 km 圏内の住民に避難指示
3 月 12 日 18:25	福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の住民に避難指示
3 月 15 日 11:00	福島第一原子力発電所から半径 20 km 以上 30 km 圏内の住民に屋内待機を指示
3 月 15 日～17 日	市がバスで市内の避難所から市外に避難を誘導（1,939 人）
3 月 18 日～20 日	市がバスで集団避難を誘導（2,725 人）
3 月 25 日	市がバスで集団避難を誘導（142 人）
4 月 22 日 0:00	福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内を警戒区域に設定
4 月 22 日 9:44	福島第一原子力発電所から半径 20 km 以上 30 km 圏内に指示していた屋内退避を解除、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定
7 月 21 日 12:30	特定避難勧奨地点として 57 地点（59 世帯）を設定
8 月 3 日 12:00	特定避難勧奨地点として 65 地点（72 世帯）を追加設定
9 月 30 日 18:11	緊急時避難準備区域を解除
11 月 25 日 10:00	特定避難勧奨地点として 20 地点（22 世帯）を追加設定

2. 被害の概況

（1）人的被害（平成 23 年 11 月 18 日現在）

死 者 636 人

行方不明者 10 人

負 傷 者 59 人（重傷者 2 人、軽傷者 57 人）

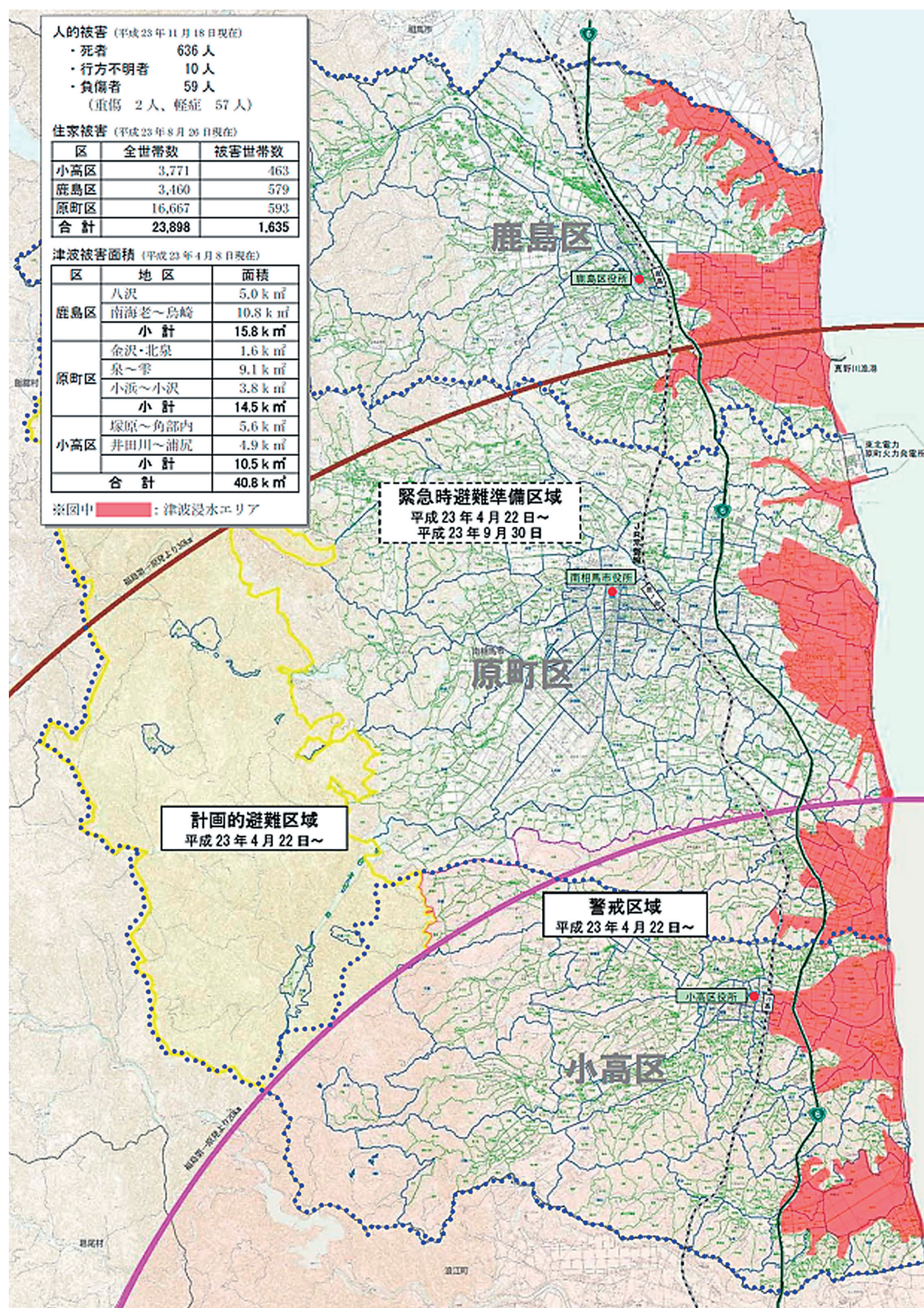
（2）家屋被害（平成 23 年 8 月 26 日現在）

	全世帯数	被害世帯数	全壊	大規模半壊	半壊	床下浸水
小高区	3,771 世帯	463 世帯	317 世帯	33 世帯	65 世帯	48 世帯
鹿島区	3,460 世帯	579 世帯	425 世帯	31 世帯	91 世帯	32 世帯
原町区	16,667 世帯	593 世帯	438 世帯	38 世帯	86 世帯	31 世帯
合計	23,898 世帯	1,635 世帯	1,180 世帯	102 世帯	242 世帯	111 世帯

（3）津波被害面積（平成 23 年 4 月 8 日現在）

	面積（km ² ）	地区別面積（km ² ）
小高区	10.5	塚原～角部内地区（5.6）、井田川～浦尻地区（4.9）
鹿島区	15.8	八沢地区（5.0）、南海老～烏埼地区（10.8）
原町区	14.5	金沢・北泉地区（1.6）、泉～雫地区（9.1） 小浜～小沢地区（3.8）
合計	40.8	

□東日本大震災による被災概況図

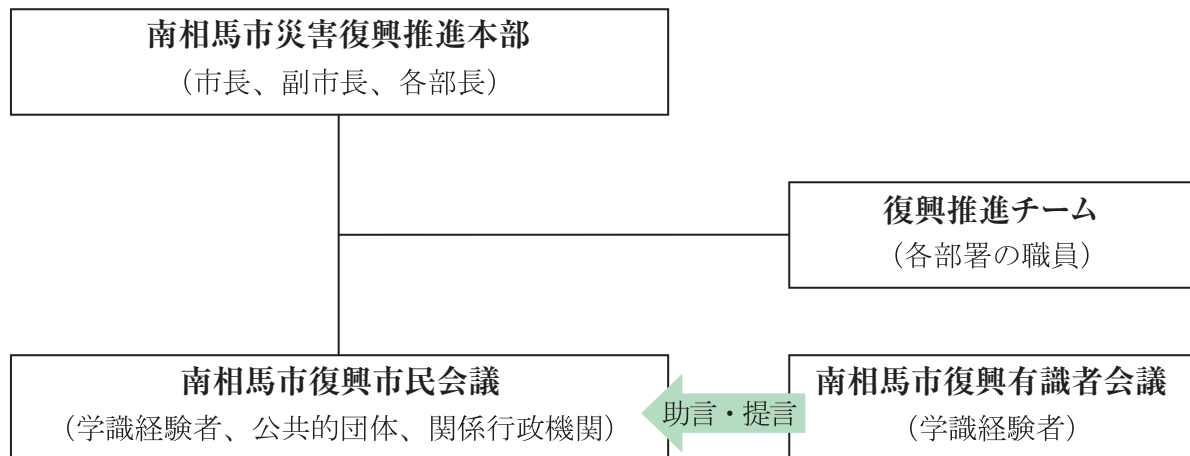


□復興計画策定経過

月 日	項 目
5月中旬～	復興計画策定方針案の検討
6月 3日	臨時企画調整会議
6月 6日	臨時庁議において復興計画策定方針決定
6月12日	市長定例記者会見で復興計画策定方針のプレス発表
6月13日	市議会「東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会」において復興計画策定方針を説明
6月16日	第1回南相馬市復興推進チーム会議
6月22日	第2回南相馬市復興推進チーム会議
6月27日	第3回南相馬市復興推進チーム会議
6月28日	第4回南相馬市復興推進チーム会議
6月29日	市民意向調査票提出締切日
7月 1日	『広報みなみそうま』にて市民意見募集
7月 2日	第1回南相馬市復興市民会議
7月 7日	土地利用計画に係る協議（建設部・経済部）
7月 9日	復興ビジョンの素案検討会（事務局）
7月12日	第5回南相馬市復興推進チーム会議
7月13日	市議会「東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会」経過説明 復興に係る子ども意見募集
7月14日	第1回南相馬市復興推進本部会議
7月17日	第2回南相馬市復興市民会議
7月20日	市復興ビジョン副知事説明
7月27日	小高区地域協議会へ復興ビジョン策定状況について説明
7月31日	第1回南相馬市復興有識者会議の開催
8月 1日	第6回南相馬市復興推進チーム会議
8月 2日	第2回南相馬市復興推進本部会議
8月 6日	第3回南相馬市復興市民会議（復興ビジョン了承）
8月12日	市議会「東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会」経過説明
8月17日	第3回南相馬市復興推進本部会議 南相馬市復興ビジョン決定
8月24日	第7回南相馬市復興推進チーム会議
8月29日	原町区地域協議会において復興ビジョンの説明
9月15日	『広報みなみそうま』にて復興ビジョン概要掲載
9月26日	第8回南相馬市復興推進チーム会議
9月27日	市議会全員協議会で土地利用計画の方向性を提示 第4回南相馬市復興推進本部会議

月 日	項 目
9月29日	小高区地域協議会へ復興ビジョンの説明
10月 1日	第4回南相馬市復興市民会議
10月 4日	鹿島区地域協議会で復興ビジョン、土地利用計画説明
10月 5日	国県復興支援チームに復興ビジョン、土地利用計画説明
10月 8日	第2回南相馬市復興有識者会議
10月12日	市議会総務常任委員会閉会中調査活動で土地利用計画の説明 農業委員会復興特別委員会で復興ビジョン、土地利用計画説明
10月15日	第5回南相馬市復興市民会議
10月20日	原町区区長連絡協議会役員会で復興ビジョン、土地利用計画説明 鹿島区区長連絡協議会役員会で復興ビジョン、土地利用計画説明
10月21日	小高区区長連絡協議会役員会で復興ビジョン、土地利用計画説明
10月25日	第9回南相馬市復興推進チーム会議
10月26日	第5回南相馬市復興推進本部会議(復興計画素案、土地利用計画 了承)
10月31日	市議会全員協議会で復興計画素案、土地利用計画案の提示
11月 2日	第6回南相馬市復興市民会議
11月11日	パブリックコメント開始(11月30日まで)
11月15日	『広報みなみそうま』において復興計画素案の掲載、復興シンポ ジウム市民周知
11月21日	復興計画素案を各行政区長に配布
11月23日	復興計画市民説明会(鹿島区)
11月24日	小高区地域協議会で復興計画素案の説明
11月25日	原町区地域協議会で復興計画素案の説明
11月27日	南相馬市復興シンポジウム
11月29日	鹿島区地域協議会へ復興計画素案の説明
11月29日	復興計画市民説明会(原町区)
11月30日	復興計画市民説明会(原町区)
12月18日	第7回南相馬市復興市民会議
12月21日	南相馬市復興計画決定

□南相馬市復興計画策定体制



□南相馬市災害復興推進本部会議名簿

(平成 23 年 12 月 1 日現在：敬称略)

職 名	氏 名	備 考
市長	桜井 勝延	本部長
副市長	村田 崇	副本部長
教育長	青木 紀男	
小高区役所長	小林 茂志	
鹿島区役所長	佐藤 洋光	
原町区役所長	鈴木 好喜	
市長公室長	大谷 和夫	
総務企画部長	星 義弘	
市民生活部長	河原田浩喜	
災害対策担当理事	林 秀之	
健康福祉部長	西浦 武義	
経済部長	門馬 和夫	
建設部長	佐藤 正二	
上下水道部長	藤本 利昌	
総合病院事務部長	小澤 政光	
教育委員会事務局長	門馬 清一	

□南相馬市復興市民会議委員名簿

(平成 23 年 12 月 1 日現在：敬称略)

氏 名	所 属	備 考
山川 充夫	福島大学 教授	委員長
築瀬 範彦	足利工業大学 教授	副委員長
但野 安俊	南相馬市区長連絡協議会長	
山澤 征	小高区地域協議会長	
澤田 一夫	鹿島区地域協議会長	
松永 雄一	原町区地域協議会副会長	
中里 隆一	小高商工会長	
星 保子	鹿島商工会女性部長	
佐々木 孝	原町商工会議所中小企業相談所長	
高橋美加子	福島県中小企業家同友会相双地区会長	
石川 悟	株式会社ゆめサポート南相馬 インキュベーションマネージャー	
羽根田智正	そうま農業協同組合営農経済部長	
松野 豊喜	相馬双葉漁業協同組合鹿島支所長	
石川 俊幸	南相馬市復興事業組合理事	
岩橋 光善	福島県建築士会相馬支部事務局長	
樋口 利行	相馬郡医師会副会長	
田中 章広	原町青年会議所理事長	
小畑 瓊子	南相馬市市民活動サポートセンター事務局長	
佐藤 信一	南相馬市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	
新妻 安子	南相馬市女性団体連絡協議会員	
若松 蓉子	南相馬市国際交流協会事務局長	
西 道典	南相馬市小中学校 P T A 連絡協議会長	
武 義弘	福島県相双地方振興局長	
村田 崇	南相馬市副市長	
高橋 亨平	原町中央産婦人科医院理事長	在任 H23. 7 まで

□南相馬市復興有識者会議委員名簿

(平成 23 年 12 月 1 日現在：敬称略)

氏 名	所 属	備 考
山川 充夫	福島大学 教授	委員長
築瀬 範彦	足利工業大学 教授	副委員長
赤坂 憲雄	学習院大学 教授	
上 昌広	東京大学医科学研究所 特任教授	
条原 和代	長野県飯田市産業経済部 部長	
玄侑 宗久	福聚寺 住職	
中村 勉	建築家・工学院大学 教授	
藻谷 浩介	株式会社日本政策投資銀行 地域振興グループ参事役	

□事務局名簿

(平成 23 年 12 月 1 日現在：敬称略)

職 名	氏 名	備 考
企画経営課長	渡部 克啓	
企画経営課長補佐	牛来 学	
企画経営課 主査	高橋 一善	
企画経営課 主査	真壁 真一	
企画経営課 主査	石川 博之	
企画経営課 主査	小林 弘典	
企画経営課 主査	阿部 歳也	
企画経営課 副主査	大下 心平	
企画経営課 副主査	福田 献吾	
企画経営課 主事	福島 勉	

□南相馬市復興市民会議設置要綱

南相馬市告示第 6 5 号 南相馬市復興市民会議設置要綱
(設置)

第 1 条 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力災害からの復興に向け、市民の意見を反映させた南相馬市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、南相馬市復興市民会議（以下「復興市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 復興市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 復興ビジョン案の策定に関すること。
- (2) 復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 復興計画案の策定及び調整に関すること。
- (4) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 復興市民会議は、委員 3 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、復興計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 復興市民会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、市長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、復興市民会議を代表し、復興市民会議の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 復興市民会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初が開催される会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 復興市民会議に、専門事項の調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、市長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから選出する。
- 4 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(有識者会議)

第8条 復興市民会議が復興ビジョン案及び復興計画案を策定するに当たり、その優れた識見から助言、提言をするため、有識者会議を置くことができる。

- 2 有識者会議は、市長が委嘱する委員をもって構成する。
- 3 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、市長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。
- 5 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(庶務)

第9条 復興市民会議、専門部会及び有識者会議の庶務は、総務企画部企画経営課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、復興市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が復興市民会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月6日から施行する。

□市民意向調査結果

1. 調査目的

希望と夢と安心して住み続けることのできる南相馬市の将来像の創造につながる南相馬市復興計画を策定することを目的として、その主体となる市民の現状と要望を把握するための市民意向調査を実施した。

2. 調査票の配布条件

南相馬市で津波被害を受けている全世帯および本市無作為抽出世帯を対象とした。

□津波による家屋被害（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）を受けた全世帯

計：1,412世帯（小高435世帯、鹿島464世帯、原町513世帯）

□市民の無作為抽出世帯

計：3,600世帯^注（小高570世帯、鹿島525世帯、原町2,505世帯）

※市内在住1,467世帯、市外への避難者2,133世帯

□配布数

合計：5,012世帯

3. 配布・回収方法

郵送による配布・回収

□発 送 日：平成23年6月21日（火）

□投函期限：平成23年6月29日（水）

4. 調査項目

回答者属性、住宅の被災状況・今後の居住意向、職場の被災状況・今後の就業意向
今後の都市づくりへの要望、今後の防災対策への要望、原子力災害の安全対策への要望

5. 配布・回収状況：平成23年7月22日返信分まで

□回収数：3,017票（うち居住地未記入除き2,933票）

□回収率：60.2%（うち居住地未記入除き58.5%）

		小高区	鹿島区	原町区	合計
全 体	配布数	1005	989	3018	5012
	回収数	678	585	1670	2933
	回収率	67.5%	59.2%	55.3%	58.5%
津波被害世帯	配布数	435	464	513	1,412
	回収数	332	294	319	945
	回収率	76.3%	63.4%	62.2%	66.9%
非津波被害世帯	配布数	570	525	2,505	3,600
	回収数	346	291	1,351	1,988
	回収率	60.7%	55.4%	53.9%	55.2%

※各設問回答数は無回答を除いているため、上記とは必ずしも合致しない

6. 調査結果の概要

「震災を踏まえたこれからの都市づくり」、「今後の防災対策」、「原子力の安全対策」について、意見の多いものを示す。

[全体]

□震災を踏まえたこれからの都市づくりへの希望

	望まれている将来像
南相馬市の将来像	・地震や水害など災害に強い安全なまち ・産業の活性化による経済力のあるまち ・子供や高齢者、障害者にやさしい福祉環境の充実したまち

□南相馬市の復興に向けて重要と思う取り組み

	望まれている取り組み
生活再建	・住宅や宅地への再建支援 ・雇用の確保
経済復興	・農業の復興 ・新たな産業の誘致 ・商店街・商業の活性化
安全・安心	・堤防・防潮堤による大津波対策 ・危険箇所の土地利用の見直し ・迅速に避難できる避難場所や避難路の整備 注)「堤防・防波堤による大津波対策」は、津波被害世帯 35%に対し、非津波被害世帯 21%

□今後の防災対策

	望まれている取り組み
防災対策の強化	・情報連絡体制の充実 ・行政の危機対応能力の強化

	現段階で参加・協力意思の高い活動
参加・協力したい 活動・取り組み	・地域での情報伝達や連絡体制づくり ・防災訓練・避難訓練 ・防災知識や応急処置の講演会参加

□原子力の安全対策

	現段階で望まれている取り組み
放射能の安全対策	・放射線に関する情報提供の充実 ・モニタリングの充実 ・放射線に関する医療機関の整備

[津波被害世帯と非津波被害世帯による区分]

□今後の住まい

今後の住まいの希望場所	・津波被害世帯について 震災前の住所に住みたい希望は 25% ただし、津波被害世帯の 39%が自宅以外で「これまでと同じ区内に住みたい（自宅付近、自宅から離れた場所）」と希望 小高区は他 2 区と比べ「市外」や「県外」に住みたいが多い（23%） 鹿島区・原町区は同じ区で「自宅から離れた場所」に住みたいが多い（鹿島区 39%、原町区 31%） ・非津波世帯について 震災前の住所に住みたい希望は 78% 「市外」や「県外」に住みたいが全体の 11%
今後の住まいの希望理由	・「市外」や「県外」の理由は、原発事故の影響が少ないから（県内 29%、県外 51%）

□仕事

職業（震災前の職業）	・津波被害世帯は、非津波被害世帯と比較して農林業・水産業の世帯の割合が高い（20%）
震災後の職業	・津波被害世帯、非津波被害世帯とも、「震災前と同じ仕事」と「しばらくして同じ仕事を再開」を合わせると約半数 ・「職場が被災して休業中」または「職場が被災して職を失った」は、津波被害世帯で 25%、非津波世帯で 16%
今後の職種・職場の希望	・津波被害世帯について 「同じ職業で働きたい」は 74% 「別の職業で働きたい」は 10%

□今後の農地

今後の農地の活用 （農地保有者への設問）	・津波被害世帯の今後の農地への使い方の希望は、「農地としては使用しないため手放したい」が 44% ・この傾向は、3 区の中で、小高区及び鹿島区で高く、エリア別にみると鹿島区鹿島が顕著
-------------------------	--

参考)

震災前の住宅 持ち家率	・津波被害世帯 96%に対して、非津波被害世帯は 82%
住まいの被害状況	・津波被害世帯の「全壊」73%（小高区 63%、鹿島区 81%、原町区 76%） ・非津波被害世帯の「被害なし」41%

□広報紙市民意見募集結果

1. 目的

南相馬市復興計画を策定するにあたり、市民総参加での復興を目指すために、市内外に居住する市民をはじめ関係者から幅広く意見募集を行った。

2. 意見募集内容について

南相馬市の復興へ向けて「どのようなまちを目指すべきか」「どういった施策（手法）が考えられるか」など、自由形式による意見を募集した。

3. 募集期間・提出方法

募集期間：平成23年7月1日広報みなみそつま掲載～7月15日応募期限

提出方法：電子メール、郵送、FAX、持参による提出

4. 提出状況

提出数：48名

広報

みなみそつま

編集・発行 南相馬市市長公室すぐしやります課 ☎5238 ☎5229

がんばろう南相馬

号外

第7号
平成23年7月1日

策定の視点

- ①市民生活の向上を図る計画づくり
- ②新たな発展による経済復興に向けた計画づくり
- ③創造的な復興モデルとなる安全・安心なまちづくり
- ④市内外のあらゆる人の参加を促す

市民が主役となる復興

復興計画に皆さんの意見を募集します

市民総参加での復興を目指し、計画の策定を進めるために多くの皆さんからの意見を募集します。

募集する意見内容

復興に向けて「どのようなまちを目指すべきか」「どういった施策（手法）が考えられるか」など、皆さんの自由な意見をお寄せください。

応募方法

①匿名（まちづくりのテーマなど）ご意見を記入し、次の方法で企画経営課にお送りください。

応募期限

7月15日

開合せ

企画経営課 ☎5223

郵送による方法

〒975-1848 南相馬市原町区本町2丁目2番地 南相馬市役所企画経営課

FAXによる方法

〒975-2144 企画経営課

電子メールによる方法

mailto:shimin@city.naraha.jp

免除または納付猶予されている方へ

6月まで国民年金保険料の未納や納付猶予されている方で、7月以降も引き続き希望される方は、再度申請手続きが必要です。

なお、全国の年金事務所でも同様です。

・免除年金額が分かるもの（年金手帳等）

・本人確認できるもの（運転免許証やパスポート、学生証など顔写真が付きのもの）

※お持ちでない方は、健康保険証、り災証明書または被災証明書

・印鑑

・本人以外の中継をする場合は委任状（任意様式）

・手続場所・開合せ

南相馬市役所市民課 ☎5233

南相馬市役所市民課 ☎5233

南相馬市役所市民課 ☎5213

南相馬市役所市民課 ☎5217

5. 意見概要

【1. 市民生活環境】

- 全般
市民に愛着あるシンボル・建物からの復旧、地区の絆を重んじる生活復興
市の復興には小高区の再生が重要、市内の商店、企業、医療、老人介護施設の再開
自然と共存する自然循環型社会の構築
- 医療
市立病院の専門化、高齢者医療特区による高齢者居住・医療の充実
- 住環境
元の集落を基本とした集落移転・集落形成、市内各地域（町丁）でのコミュニティ再建
- 行政サービス、公共施設
図書館の早期再開、市民との信頼関係を構築する情報開示手法の構築
- 交通
高齢者や障害者が自力で外出できるバス路線整備、原町～いわき間の交通手段確保
- その他
鎮魂碑・慰霊碑の建立、復興フェスティバル開催、花と緑いっぱいの街づくり
津波被災地で「桜満開プロジェクト」実施、高齢者が街なかに集まる交流の場づくり
風土環境に近い浪江・双葉・富岡地域の被災者受け入れ、固定資産税の20年無料化

【2. 地域経済】

- 全般
復興の礎として仕事・雇用の再建が重要、風評被害解消を図る農業・漁業・商工業の再建
南相馬に住んで研究を行いたい人を国内外から募集して市民と協働で発展につなげる
法人税・事業所税の軽減を図り、他地域から企業を誘致
- 農業・漁業
個人経営農業から組織化・法人化による営農集団への再編成、農地転用の大幅な緩和措置
各農家の意向調査、農業従事者による全体集会開催、農業技術指導と最低限の生活保障
相馬市と連携した漁業復興
- 商業
駅通り商店街の再構築、相馬野馬追活用による通年型観光、朝日座復興祭プロジェクト
- 工業
大型工業団地の造成、常磐道にスマート IC 建設と物流拠点形成
- 新産業
原子力に依存しない自然再生エネルギー・企業誘致・雇用創出
放射性物質除染特区として原子力研究施設、全国優良中小企業誘致のオンリーワン産業
「オーランチオキトリウム藻」によるバイオエネルギー生産
- 介護・福祉
新たな発想による病院と連携した介護施設、労働集約型産業の構築（高齢者福祉の重点）

【3. 都市基盤】

- 全般
放射性物質を含む瓦礫を原発敷地内へ撤去、津波被災地における一般構造物の建築制限
- 海岸
被災した海岸線を白砂青松に再生、瓦礫活用による2重、3重の防波堤整備
古来の知恵による段階的な海岸堤防の整備
- 道路
常磐道や鉄道などいわき・仙台方面へのアクセス早期復旧、福島方面へのアクセス整備
海岸線から2kmに平行して高盛土（海拔10m程度）による浜通り建設

○住宅

津波被災集落の安全な土地（高台地区）への集団移転、排水路のコンクリート化と洗浄
高齢者用グループホーム（市営住宅）の整備

○公園・レクリエーション施設

津波被害を後世に伝えるメモリアルパーク、津波被災地に新たなレジャー施設整備
夜の森公園の大型遊園地化、馬事公苑をパークゴルフ場に利用転換

【4. 原子力対策・防災】

○全般

緊急時避難準備区域解除に遅れを取らない事前対策、全市民の被曝量検査・追跡管理
原子力被害に対する教育・話し合いの場の設置、放射性物質に関するアドバイザー委嘱

○除染

放射性物質により汚染された土地の除染、市民のできる放射性物質除染マニュアル作成
民間・市民団体による市内一斉“除染 day”実施、除染作業に対する補助制度導入

○モニタリング

市全域放射性物質の汚染マップ作成、放射性物質モニタリングの詳細把握と情報提供
農業用水源大柿ダム放射線量の公表、市民へ線量計配布と身近な行動範囲の測定・管理

○防災

災害に勝とうとしない避難場所・経路・情報提供など減災対策、各家庭に防災無線を設置
震災をふまえた実のある防災教育、避難訓練、自主防災組織の確立

【5. 教育・子育て環境】

○教育

避難所への教員派遣・サテライト授業導入など遠距離通学児童・生徒への対応
被災を伝える子どもたちへの教育、原子力分野や新エネルギー分野の高等教育機関誘致
小・中・高の連携による教育レベル向上のための特区

○子育て環境

子どもや若い世代が安心して暮らせる放射性物質の除染
子育てしやすい街～子育て支援の積極的な展開・PR

【6. 復興スローガン】

○世界へ、脱原発 安全・安心の新エネルギー研究・開発・メーカー基地

○被災者健康保険、年金手帳

○原発被災地、土地改良計画

○人と馬との共生で築く野馬追の里

○復興へ向けたシンボルフラワー「スイセン」

○平和と安全を科学し、人と自然が調和した安心で幸福な生活を創造する

【7. その他】

○復興財源・制度

国の負担・助成による施設整備や開発促進、市復興債発行による独自財源の確保
PFIなど民間活力によるインフラ整備促進、都市計画税の復活、災害復興特区の設定

□子どもからの意見募集結果

1. 目的

南相馬市復興計画を策定するにあたり、市の将来を担う小・中学生からの意見を取り入れることを目的として意見募集を行った。

2. 募集対象

市内小学校5～6年生および、中学校1～3年生の各クラスを対象に意見募集を行った。

3. 意見募集内容について

- ☐ 属性（学校名、学年・組、氏名）
- ☐ テーマ1：南相馬市の好きなところ（2つ）
好きな理由
- ☐ テーマ2：将来、南相馬市がどんなまちになってほしいか

4. 募集期間・提出方法

募集期間：平成23年7月13日～7月22日

提出方法：各学校の協力により配布・回収

5. 提出状況

提出数：98名（小高区：14名、鹿島区：20名、原町区：64名）

6. 意見概要

【テーマ1：南相馬市の好きなところ】

- 南相馬市の好きなところとしては、「自然が豊か」、「伝統的なお祭り・イベント」がそれぞれ約3割で最も多く、次いで「みんなやさしい」となっている。
- 「自然が豊か」は、「田」、「山」、「海」を好きと回答している。
- 「伝統的なお祭りやイベント」は、回答者の大半が「相馬野馬追」となっている。
- 「みんなやさしい」については、「住民みんながやさしい」、「明るく挨拶をする」との回答が多くみられる。

【テーマ2】将来、南相馬市がどんなまちになってほしいか

- 子どもの約4割が、震災・津波・原発に対して「安全・安心なまち」を望んでいる。
- 次いで「元気よく過ごせるまち」となっており、「元気」、「笑顔」、「家族・友達と仲良く」等のキーワードが多く出されている。
- 「自然が豊かなまち」では、「前よりずっと自然が豊か」「豊かな山や海がそのまま残っていてほしい」といった回答がみられる。
- 「みんなで遊べる場所がたくさんあるまち」については、遊戯施設を望む声に加えて、「外で遊びたい」といった回答がみられる。

□南相馬市復興シンポジウム開催概要

1. 目的

「南相馬市復興計画（案）」のパブリックコメント期間中（平成23年11月11日～11月30日）とあわせて、「南相馬市復興有識者会議」委員が参加し、復興計画（案）の内容紹介や市民と一緒に南相馬市の再興を考えるパネルディスカッションを開催した。

2. 日時・場所

日時：平成23年11月27日（日）13時30分～17時15分

場所：南相馬市民文化会館「ゆめはっと」大ホール（参加者 約420名）

3. プログラム

□ 開会

□ 挨拶

桜井勝延（南相馬市長）

□ 基調講演

講師：山川充夫（福島大学学長特別補佐）

「こころひとつに 世界に誇る 南相馬の再興を」ー南相馬市復興計画の策定についてー

講師：藻谷浩介（株式会社日本政策投資銀行 地域振興グループ参事役）

「南相馬の復興に向けて」

□ パネルディスカッション

コーディネーター：山川充夫（福島大学学長特別補佐）

パネラー：赤坂憲雄（学習院大学教授）、上昌広（東京大学医科学研究所特任教授）

玄侑宗久（福聚寺住職）、中村勉（建築家・工学院大学教授）

藻谷浩介（株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役）

田中章広（原町青年会議所理事長）、桜井勝延（南相馬市長）



市長挨拶



山川氏講演



藻谷氏講演



パネルディスカッション

4. 提言概要

【1. 復興計画】

- 主役である市民に笑顔があふれるような復興計画
- 基本となるのは市民ひとり一人の復興過程への参画
- 各分野の計画策定と総体としての復興計画を策定すべき
- まちのあり方、イメージしやすいものを絞って計画をつくることが重要

【2. 市民生活復興】

- 医師・看護師が不足しており対策が必要
- 放射線対策の人的支援と支援体制の充実
- 人は居場所と仲間が欲しいもの、仮設住宅に関しての対策が必要
- 市民を守り抜いた先生方の力で市立研究センターを創立
- 歴史と文化、人間性を生かしたエココミュニティの形成
- コンパクト市街地と公共交通網の形成が望まれる

【3. 経済復興】

- 復興計画の中核は雇用創出のための産業振興計画（農林水産業の復興と活性化）
- 風評被害に対してはマスコミの力を借り安全であることを理論的に説明
- 地域の優秀な人材を生かし、戻し、人材育成を強化
- 自然エネルギー創出、循環型社会形成による脱原発の力を生み出す
- 世界の英知を集める再生可能エネルギーセンターを創出
- 電力をつくってきた福島県の有利さを生かす
- 復興には資金調達のための組織づくりが重要
- 地場産業が活気づく新たな企業誘致をすべき

【4. 防災まちづくり】

- 防災都市への復興土地利用と復興準備団地
- 中心市街地再生のため歩いてまたは自転車で暮らせるまちを目指す
- 津波から守る堤防や防潮林は行ってみたい場所にしてほしい

【5. 人づくり・子育て環境の充実】

- 歴史的・文化的な背景が異なる個性を認め合う教育を行う
- 市民が復興していく姿を伝える教育こそが次世代をつくる
- 命を守る研究所（危機管理研究所）をつくって伝えることが重要

【6. 土地利用】

- 防潮林、公園・モニュメント、再生エネルギーなどをサイクリングロードで繋げる土地利用
- 土地活用は民間主導のまちづくり会社で推進
- 海岸風景を鎮魂の場とするメモリアルパークのほか、その他土地利用のトータルデザイン
- 津波がくる頻度や現実をみた中で土地利用を考えるべき
- ここに住む方が何を望んでいるか、どういう生活をしたいかを一番に考えるべき
- 海側の土地利用は再生可能エネルギーや鎮魂の場としての機能融合
- 福祉と医療、住むことと働くことなどをミックスした土地利用

南 相 馬 市 復 興 計 画

平成 23 年 12 月

編集・発行：南相馬市 総務企画部 企画経営課
〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
TEL：0244-22-2111（代表） FAX：0244-24-5214
URL：<http://www.city.minamisoma.lg.jp/>